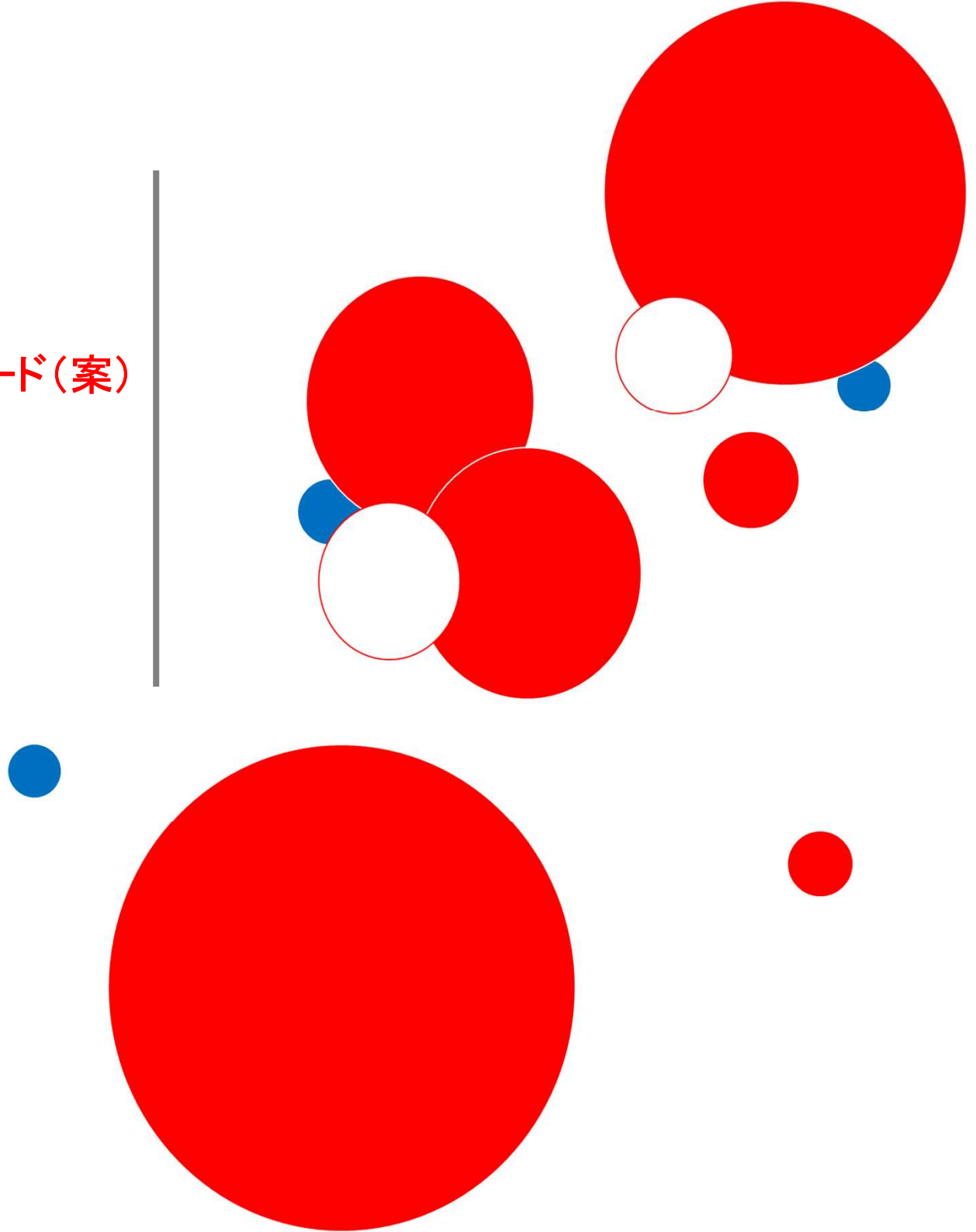


持続可能性に配慮した調達コード(案) 説明資料

2022年3月7日

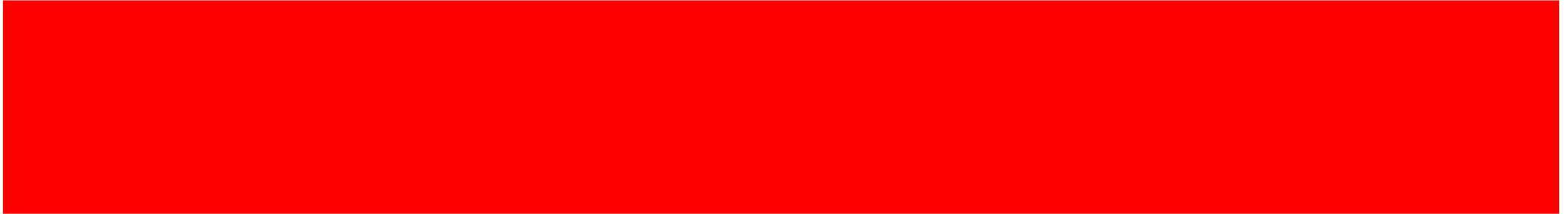


資料の構成

1. 調達コード策定の目的・根拠
2. スケジュール
3. 調達WGでの検討項目
4. 共通基準(案)
5. 個別基準(案)

参考資料

調達コード策定の目的・根拠

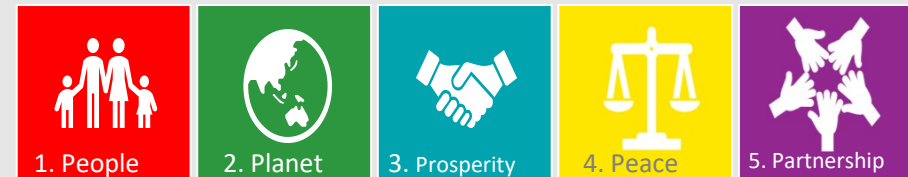


1. 調達コード策定の目的・根拠

- 大阪・関西万博が掲げる「持続可能性方針」(2022年4月頃公表予定)は、博覧会協会の持続可能性への基本的な考え方や姿勢を示すものです。ここには持続可能性に配慮する万博の実現に向けた、私たち協会の誓い(コミットメント)が含まれています。
- 本方針のうち「3. Prosperity(サプライチェーン、バリューチェーン)」において、持続可能な調達コードを遵守したサプライチェーンの構築を掲げており、これが本調達コードの策定根拠となっています。
- 持続可能性に配慮した調達コードを通じて、博覧会協会はサプライヤーを含む関係事業体、そしてそれら事業体から連なるサプライチェーンに対し持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていきます。

持続可能性方針

活動の方向性*



*ロゴマークは現在検討中です。

3. Prosperity(サプライチェーン、バリューチェーン) :

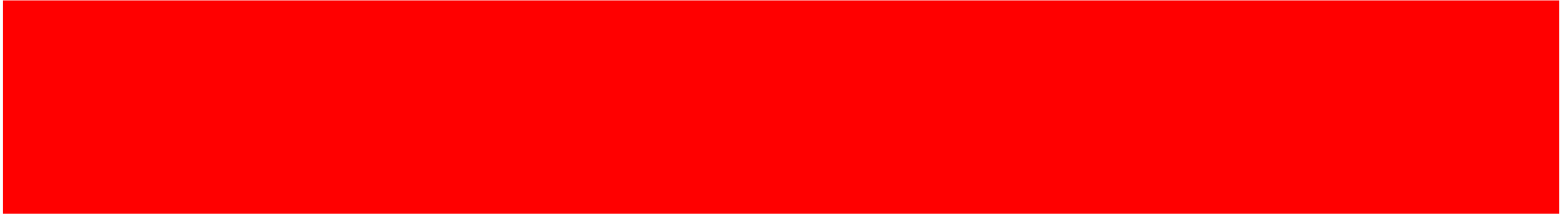
【大目標】

「もの」だけでなく、「生活」を豊かにし、可能性を広げることにつながる社会や環境に関する知見をレガシーとして、次世代に継承する。

【目指すべき方向】

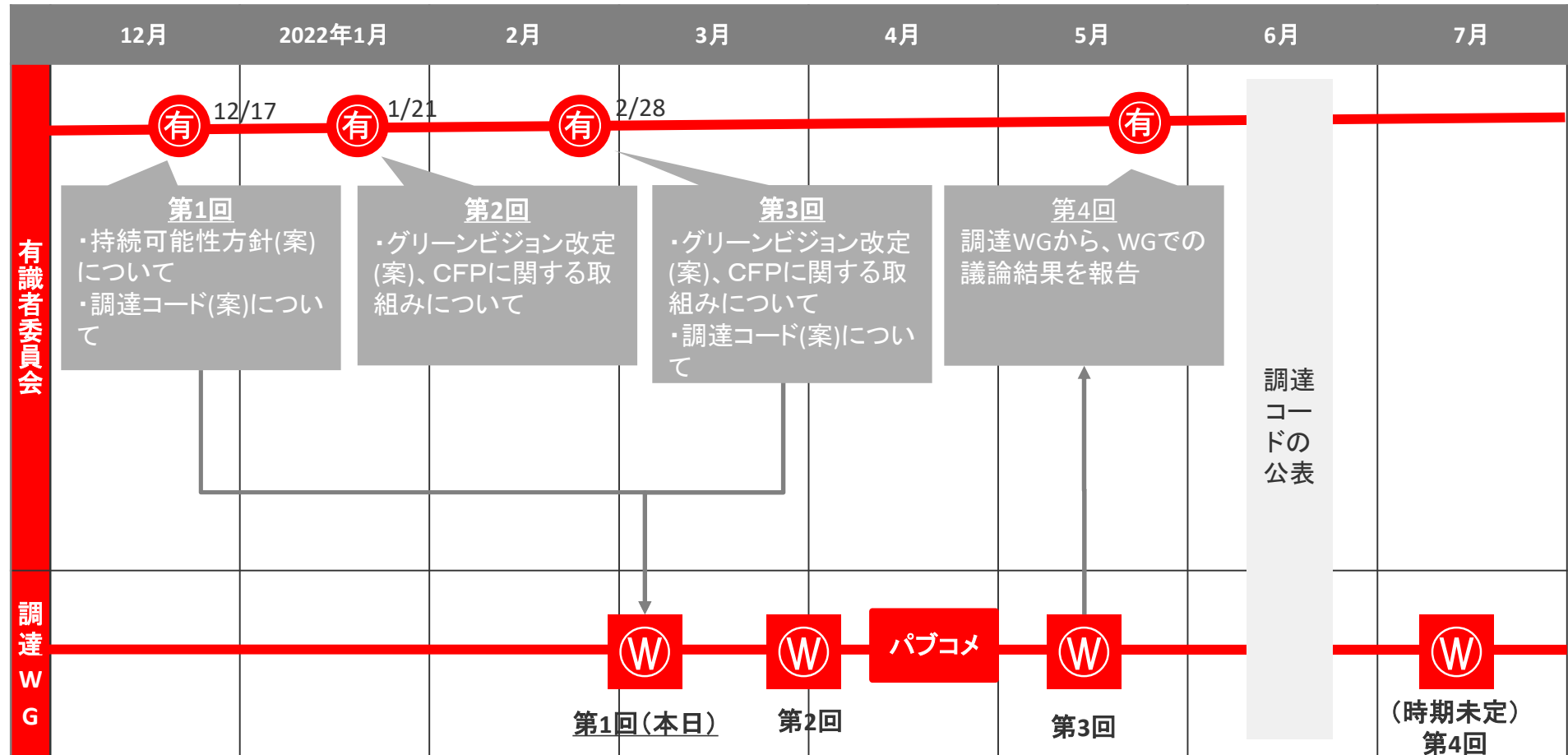
- ① 持続可能な調達コードを遵守したサプライチェーンを構築し、加えて廃棄処理までの過程を含むバリューチェーン全体を通じた持続可能性に配慮する。
- ② 会場の整備・運営において、民間企業と連携することにより、地域産業の活性化に寄与する

スケジュール

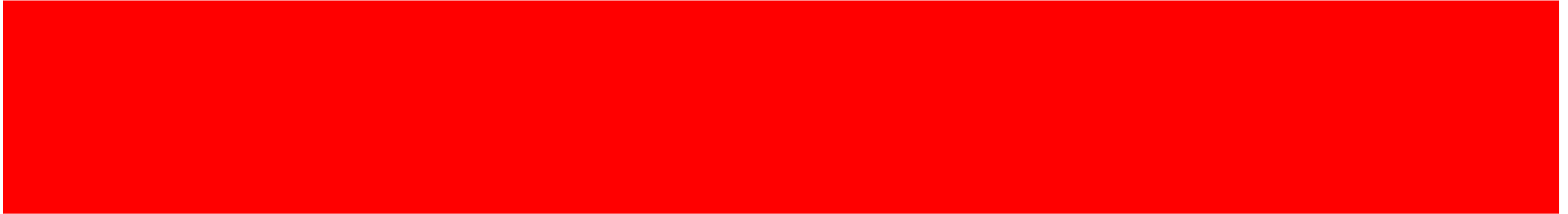


2. スケジュール – 調達WG –

委員の皆様にはまず、6月中の調達コード(共通、木材、紙)の公表に向けてご検討をお願いいたします。その後は、木材と紙以外の個別基準や苦情処理メカニズムについてご意見を頂戴していきたいと思ひます。



調達WGでの検討項目



3. 調達WGでの検討項目 – 第1回～第3回 -

第1回(本日)～第3回(5月)までの調達WGでは、有識者委員会会議でいただいたご意見*も踏まえ、共通基準と個別基準(木材、紙)に関して、主に以下の項目を検討予定です。これ以外にも、調達WG委員の皆様からのご意見をいただきながら、議論を進めてまいります。

■ 調達WG議論ポイント

- 全体・共通基準(案)
 - 東京2020大会の調達コードを議論のベースとする場合の課題、大阪・関西万博との相違点
 - パビリオン運営主体等の調達も含めることの妥当性、サプライヤー・サプライチェーンのリスク管理・モニタリング
- 個別基準(案)(木材、紙)の規定内容
 - 対象となる製品、資材、それぞれの認証制度を担保とすることの妥当性
 - 他の措置で担保することの妥当性とその仕組みの在り方
 - 国産材についての考え方
- 木材と紙以外(食品等)の個別項目に関する検討
- 通報受付窓口に関する検討
- 後利用・再資源化などに関する検討

等

第1回～第3回の
調達WGで検討

第4回以降の
調達WGで検討予
定

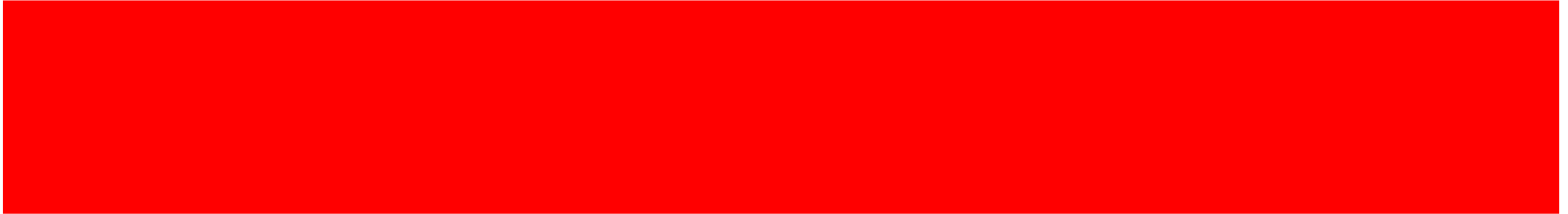
*ご意見の詳細は、参考資料をご参照ください。

3. 調達WGでの検討項目 - 本日 -

■本日の議論ポイント

- 共通基準(案)
 - 東京2020大会の調達コードを議論のベースとする場合の課題(東京2020大会と大阪・関西万博の相違点、5年経過したことで変化した点)
 - 【適用範囲】博覧会協会の調達のみでなく、パビリオン運営主体等の調達も含めることの妥当性
 - 【担保方法】サプライヤー・サプライチェーンのリスク管理・モニタリング
- 個別基準(案)(木材、紙)
 - 対象となる製品、資材
 - それぞれの認証制度を担保とすることの妥当性
 - 他の措置で担保することの妥当性とその仕組みの在り方
 - 国産材についての考え方
- 木材、紙に関するヒアリング
 - 相馬 真紀子氏(世界自然保護基金ジャパン森林・野生生物室 森林グループ長)、古澤 千明氏(同森林・野生生物室 森林グループ)

共通基準(案)



4. 共通基準(案) – 全体像 –

東京2020大会の調達コードの構成、基準の内容を参考に、初版ドラフトを作成しました。

過去の万博(ドバイ万博、ミラノ万博)や国際的な基準、万博基本計画、SDGs、国のグリーン調達方針等を参考に、内容の妥当性を確認しました。

持続可能性に配慮した調達コード (仮)



GL x-x-x 2022年6月

内容構成

用語の意味

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 持続可能性に関する基準
(共通基準)
 - ▶ 全般
 - ▶ 環境
 - ▶ 人権
 - ▶ 労働
 - ▶ 経済
4. 物品別の基準(個別基準)
 - ▶ 木材
 - ▶ 紙

5. 担保方法

- ▶ 調達コードの理解
- ▶ 事前のコミットメント
- ▶ 遵守体制整備
- ▶ 伝達
- ▶ サプライチェーンへの働きかけ
- ▶ 取組状況の記録化
- ▶ 取組状況の開示・説明
- ▶ 遵守状況の確認・モニタリング
- ▶ 改善措置

別紙: 物品別の個別基準

4. 共通基準(案) – 適用範囲 –

適用範囲は、万博の特性を鑑みて、東京2020大会(①と②とそのサプライチェーン)よりも広い範囲(①②③とそのサプライチェーン)を対象としています。

調達コード案の適用範囲



①サプライヤー:協会と直接契約をしている事業者



②ライセンシー:マスターライセンシー(各ライセンシーの管理を行う事業者)



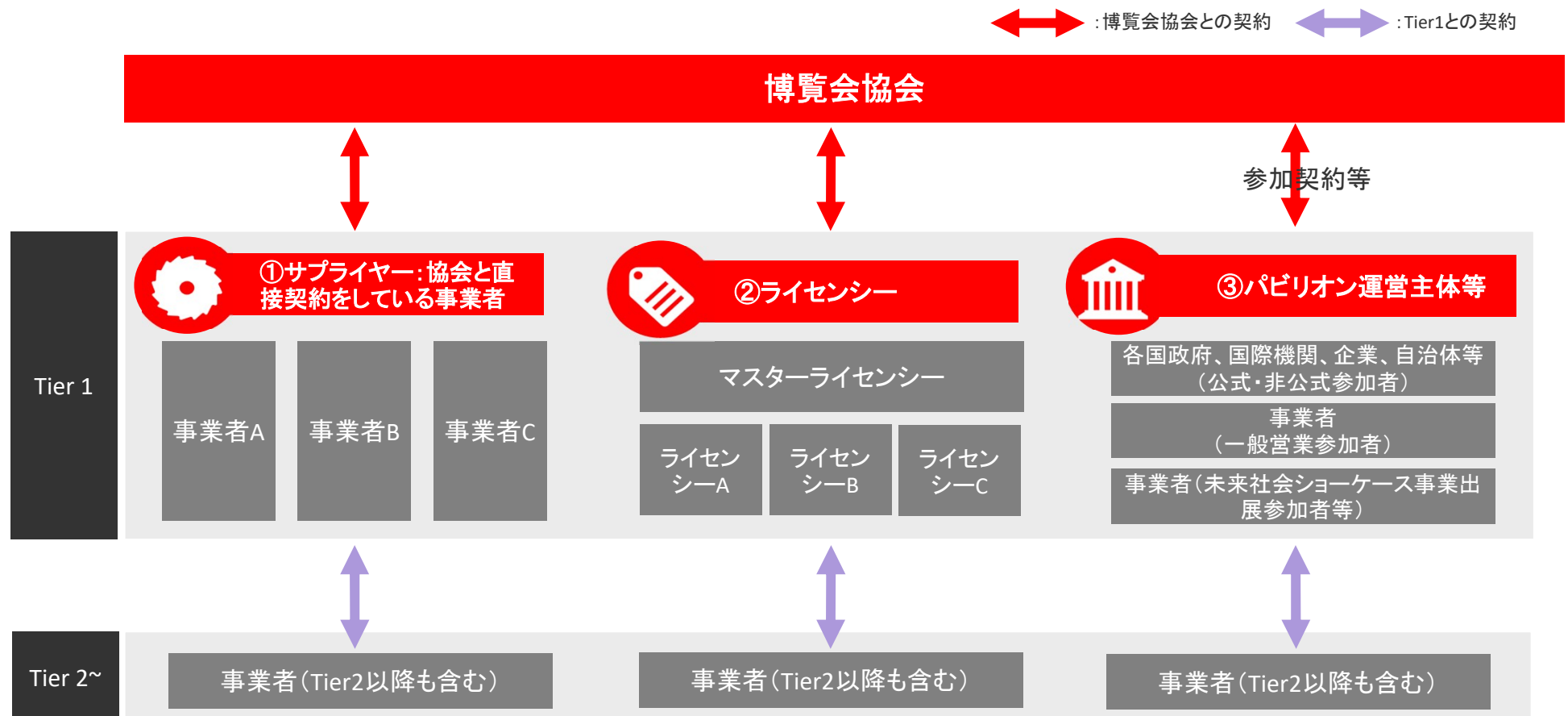
③パビリオン運営主体等:公式・非公式の参加者、一般営業参加者、未来社会ショーケース事業出展参加者等

①②③に物品やサービスを納入している事業者(この先の事業者も含めて、「サプライチェーン」と呼ぶ)

4. 共通基準(案) – 適用範囲イメージ図 –

博覧会協会では以下のサプライチェーン上に存在する事業者調達コードの遵守を求めています。Tier1には、その遵守を確認すべく、誓約書等の提出を求めていく予定です。Tier2以降は、Tier1から調達コードの遵守の働き掛けをしてもらいます。

なお、「パビリオン運営主体等」の詳細は、次頁に記載しています。



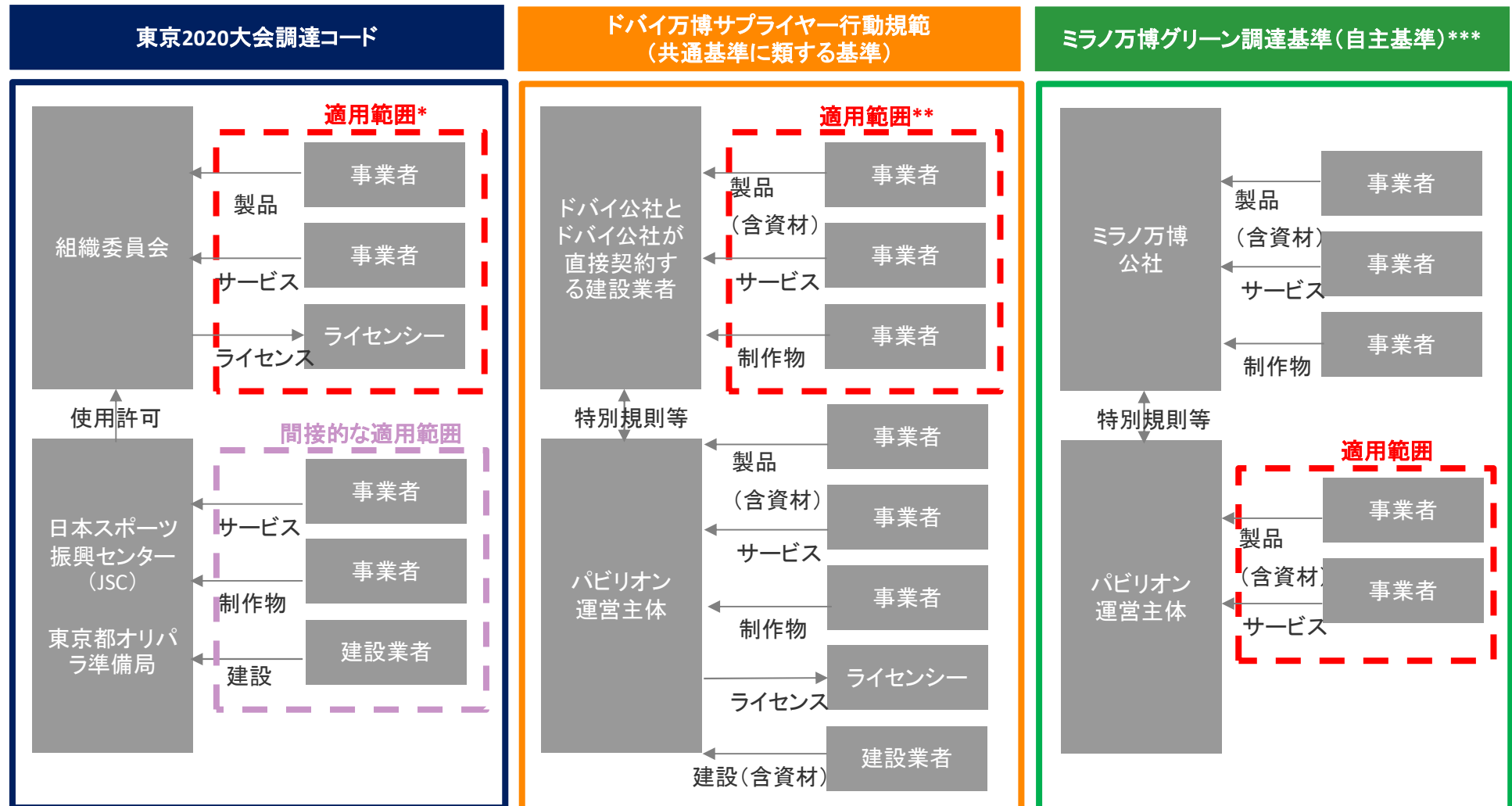
4. 共通基準(案) – 出展参加形態別適用範囲 –

企業パビリオン等、様々な形態の出展参加者も、①～③のいずれかの枠組みで対象とします(資金提供以外)。③パビリオン運営主体等には、パビリオン、未来社会ショーケース事業、TEAM EXPO2025、催事、営業(飲食・物販)、広報が含まれます。

参加メニュー	参加形態	出展(店)	協賛			
			資金提供	施設/物品提供	無償貸与	役務提供
	適用範囲	協会が提供する敷地・施設等において、参加者が自ら費用を負担して事業を実施	協会が企画する事業に要する費用を金銭で提供	協会が企画する事業に要する施設や物品等を現物で提供	協会が企画する事業に要する施設や物品等は無償で貸与	協会が企画する事業に要する技術やサービス、人員等は無償で提供
	パビリオン ③	○ (民間,自治体,独法等)	—	—	—	—
	テーマ事業 ①	—	○ (協賛金)	○ (建設、備品等)	○ (機材、車両等)	○ (ソフトウェア・ライセンス、技術者等)
	未来社会ショーケース事業 ③	○ (モビリティ等)	○ (協賛金)	○ (充電ステーション、スマートハウス等)	○ (EV、FCVバス、サイネージ、デバイス等)	○ (バーチャルコンテンツ、システム開発等)
	会場整備 ①	—	○ (建設費指定寄附)	○ (舗装材、テント幕、トイレ等)	○ (植栽、エネルギー設備等)	○ (ソフトウェア・ライセンス、技術者等)
	運営 ①	—	○ (協賛金)	○ (マスク、リユース食器、トイレトペーパー等)	○ (車いす、ベビーカー等)	○ (敷材輸送、VIP輸送、クラウドサービス等)
	TEAM EXPO 2025 ③	○ (共創チャレンジ・パートナー)	○ (協賛金)	○ (ノベルティ、ユニフォーム等)	○ (会場施設貸与、Webサイト、ソフトウェア・機材・備品等)	○ (プログラムPR、チャネル提供、スタッフ等)
	催事 ③	○ 参加催事 (各種コンテンツ)	○ 主催催事 (協賛金)	○ (屋外小舞台、映像・音響・照明設備、花火等)	○ (映像・音響・照明設備、仮設テント等)	○ (技術・運営スタッフ等)
	営業 ② ③	○ (飲食、物販、自販機等)	—	—	—	—
	広報・プロモーション ③	○ (サテライトスタジオ等)	○ (PRイベント等への協賛金)	○ (カウントダウン時計、横断幕)	○ (屋外広告、PR車両等)	○ (媒体枠、ラッピングバス等)

4. 共通基準(案) – 過去イベントの適用範囲との比較 –

東京2020では関連機関でも同様の調達コードを展開することで、実質的な適用範囲を広げていました。ドバイでは、サプライヤー行動規範(共通基準に類する基準)では、パビリオン運営主体を対象としていませんでした(次頁のRISEガイドラインではパビリオン運営主体が対象)。



*Tier2以降のサプライヤーも含まれます。

**Tier2サプライヤーも含まれます。

***強制力はなく、自主的な遵守が推奨される基準です。

4. 共通基準(案) – 規定内容 (1/3) -

共通基準は、全般、環境、人権、労働、経済の5項目から構成されています。基準の内容は、東京2020大会の基準の内容を参考にして作成しています。

		項目	内容(一部抜粋)	頁番号
全般	1.1	法令遵守	各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。	4
	1.2	通報者に対する報復行為の禁止	法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。	4
環境	2.1	省エネルギーの推進	調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。	4
	2.2	低炭素・脱炭素エネルギーの利用	調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。	5
	2.3	その他の方法による温室効果ガスの削減	調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。	5
	2.4	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進*	調達物品等に関して、会期後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。	5
	2.5	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	調達物品等の製造・流通等において、梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。	5
	2.6	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質(製品に含有するものを含む)を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。	5
	2.7	資源保全に配慮した原材料の採取	調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。	5
	2.8	生物多様性の保全	調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。	6

*東京2020大会では、調達物品の再使用・再生利用率99%の実現に向けて、調達コードとは別に、「後利用・再資源化ガイドライン」(方針編及び実践編)を策定し、調達、使用・管理、撤去の各段階における配慮事項を定めました。

4. 共通基準(案) – 規定内容 (2/3) -

人権と労働の基準の内容も、東京2020大会の基準の内容を参考にして作成しています。

	項目	内容(一部抜粋)	頁番号
人権	3.1 国際的人権基準の遵守・尊重	調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準を遵守・尊重しなければならない。	6
	3.2 差別・ハラスメントの禁止	調達物品等の製造・流通等において、いかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。	6
	3.3 地域住民等の権利侵害の禁止	調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退き強制や生活環境の著しい破壊を行ってはならない。	6
	3.4 女性の権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	6
	3.5 障がい者の権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。	7
	3.6 子どもの権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。	7
	3.7 社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重	調達物品等の製造・流通等において、社会的少数者の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。	7
労働 (1/2)	4.1 国際的労働基準の遵守・尊重	調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準を遵守・尊重しなければならない。	7
	4.2 結社の自由、団体交渉権	調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、労働者の基本権を確保しなければならない。	7
	4.3 強制労働の禁止	調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。	7
	4.4 児童労働の禁止	調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。	8
	4.5 雇用及び職業における差別の禁止	調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。	8

4. 共通基準(案) – 規定内容 (3/3) -

経済の基準の内容も、東京2020大会の基準の内容を参考にして作成しています。

	項目	内容(一部抜粋)	頁番号
労働 (2/2)	4.6 賃金	調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。	8
	4.7 長時間労働の禁止	調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働をさせてはならない。	8
	4.8 職場の安全・衛生	調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。	8
	4.9 外国人・移住労働者	調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者(技能実習生を含む)には、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。	8
経済	5.1 腐敗の防止	調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。	9
	5.2 公正な取引慣行	調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。	9
	5.3 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。	9
	5.4 知的財産権の保護	調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権(特許権、著作権、意匠権等)及び営業秘密を侵害してはならない。	9
	5.5 責任あるマーケティング	調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法が禁止する不当表示を行ってはならない。また、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。	9
	5.6 情報の適切な管理	調達物品等の製造・流通等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、大阪・関西万博に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。	9
	5.7 地域経済の活性化	調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。	10

4. 共通基準(案) – 過去イベントとの比較 (1/2) -

調達コード案の各基準項目について、東京2020大会やドバイ万博、ミラノ万博などの過去のイベントとの比較検討を行い、妥当性を確認しました。

✓: 一致する記載あり △: 類似する記載あり —: 特化した記載なし

大阪・関西万博(案)			東京2020	ドバイ万博	ミラノ万博
全般	1.1	法令遵守	✓	✓	△
	1.2	通報者に対する報復行為の禁止	✓	Whistle blowing policy	—
環境	2.1	省エネルギーの推進	✓	✓	✓
	2.2	低炭素・脱炭素エネルギーの利用	✓	✓	✓
	2.3	その他の方法による温室効果ガスの削減	✓	✓	—
	2.4	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	✓	✓	✓
	2.5	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用	✓	✓	✓
	2.6	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理	✓	✓	—

大阪・関西万博(案)			東京2020	ドバイ万博	ミラノ万博
環境	2.7	資源保全に配慮した原材料の採取	✓	✓	✓
	2.8	生物多様性の保全	✓	—	—
人権	3.1	国際的人権基準の遵守・尊重	✓	△	—
	3.2	差別・ハラスメントの禁止	✓	✓	✓
	3.3	地域住民等の権利侵害の禁止	✓	—	△
	3.4	女性の権利尊重	✓	—	—
	3.5	障がい者の権利尊重	✓	—	—
	3.6	子どもの権利尊重	✓	—	—
	3.7	社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重	✓	—	—

*より詳細な内容は、別添のExcel資料をご参照ください。

4. 共通基準(案) – 過去イベントとの比較 (2/2) -

調達コード案の各基準項目について、東京2020大会やドバイ万博、ミラノ万博などの過去のイベントとの比較検討を行、妥当性を確認しました。

✓: 一致する記載あり △: 類似する記載あり —: 特化した記載なし

大阪・関西万博(案)			東京2020	ドバイ万博	ミラノ万博
労働	4.1	国際的労働基準の遵守・尊重	✓	△	—
	4.2	結社の自由、団体交渉権	✓	△	✓
	4.3	強制労働の禁止	✓	✓	✓
	4.4	児童労働の禁止	✓	✓	✓
	4.5	雇用及び職業における差別の禁止	✓	✓	✓
	4.6	賃金	✓	✓	✓
	4.7	長時間労働の禁止	✓	✓	✓
	4.8	職場の安全・衛生	✓	✓	✓

大阪・関西万博(案)			東京2020	ドバイ万博	ミラノ万博
労働	4.9	外国人・移住労働者	✓	Worker welfare policy	—
	5.1	腐敗の防止	✓	✓	—
経済	5.2	公正な取引慣行	✓	—	—
	5.3	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	✓	—	—
	5.4	知的財産権の保護	✓	✓	—
	5.5	責任あるマーケティング	✓	—	—
	5.6	情報の適切な管理	✓	✓	—
	5.7	地域経済の活性化	✓	Sustainable materials guidelines	—

*より詳細な内容は、別添のExcel資料をご参照ください。

4. 共通基準(案) – 担保方法の概要 -

①サプライヤー：
協会と直接契約をしている事業者

②ライセンシー：
マスターライセンシー(各ライセンシーの管理を行う事業者)

③パビリオン運営主体等：
公式・非公式の参加者、一般営業参加者、未来社会ショーケース事業出展参加者等

東京2020大会と同様、①②③に以下のような行動を求め、調達コードの遵守を図ります。現段階でご意見を頂ける部分ありましたら、お願いします。なお、担保方法については、6月の初版公表後も、継続的に検討して頂きたいと考えています。

チェックシートと誓約書の提出

- 調達コードの理解と事前のコミットメント
 - 誓約書を協会に提出する
- 取組状況の開示・説明
 - 自らの状況を点検したチェックシートを協会に提出する

体制整備とサプライヤー等への働きかけ

- 遵守体制整備
 - 調達コードを遵守するための体制を整備する
- 伝達
 - 調達コードに関する研修や教育を行う
- サプライチェーンへの働きかけ
 - サプライチェーンに対して、調達コード遵守を働きかける
- 取組状況の記録化
 - 取組状況を記録に残す

サプライヤー等へのヒアリングと監査

- 遵守状況の確認・モニタリング
 - 調達コードの不遵守が懸念される場合、協会が監査を行う

不遵守の場合の対応

- 改善措置
 - 調達コードの不遵守が判明した場合、協会が改善要求を行う

4. 共通基準(案) – 過去イベントの担保方法との比較 (1/2)-

大阪・関西万博の調達コード(案)の担保方法のうち、調達コードの理解、事前のコミットメント、遵守体制整備、伝達、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の記録化は、東京2020大会の調達コードとほぼ同様の規定となっています。

項目	大阪・関西万博(案)	東京2020大会	ドバイ(サプライヤー行動規範)	ミラノ万博
調達コードの理解	事前にコードの内容を確認しなければならない。	事前にコードの内容を確認しなければならない。	—	—
事前のコミットメント	誓約書を提出し、コード遵守に向けて誓約しなければならない。	コード遵守に向けて誓約しなければならない。	- 全サプライヤーが規範に書面で誓約が必要。 - 契約の受諾は、本規範の受諾となり、規範尊重義務が生じる。	参加者は提出物の一部として、グリーン調達フォームに記入してファクシミリで提出。
調達コードの遵守体制整備	リスクを確認・評価し、リスクの高さにより、コード遵守の体制を整備すべきである。	リスクを確認・評価し、リスクの高さにより、コード遵守の体制を整備すべきである。	法令や本規範等の遵守を保証し、リスク低減する管理システムの整備が期待される。	—
伝達	コード伝達のため、自社とサプライチェーンに研修・教育などを行うべきである。	コード伝達のため、自社とサプライチェーンに研修・教育などを行うべきである。	- 製造業者・工場の管理者は、本規範を従業員に通知する。 - 遵守を促進するために労働者と適切な管理者を訓練する。	パフォーマンス条項で、環境保護を確実にするため、入札要件に研修を含む場合あり。
サプライチェーンへの働きかけ	- コード遵守をサプライチェーンに働きかけるべきである。 - サプライチェーンリスクを確認・評価し、高リスク分野に重点的に働きかけるべきである。	- コード遵守をサプライチェーンに働きかけるべきである。 - サプライチェーンリスクを確認・評価し、高リスク分野に重点的に働きかけるべきである。	- 下請業者が本規範を遵守していることを確認する責任がある。 - 下請業者による不遵守に対して責任を負う。	—
取組状況の記録化	取組状況を十分記録化すべきである。	取組状況を十分記録化すべきである。	本規範の遵守を示す記録を保持する。	—

4. 共通基準(案) – 過去イベントの担保方法との比較 (2/2)-

大阪・関西万博の調達コード(案)の担保方法のうち、遵守状況の確認・モニタリングと改善措置では、パビリオン運営主体等のサプライヤーに対しても第三者監査や契約解除を可能にするために、パビリオン運営主体等に対して該当の条項を契約に挿入するよう求めている部分が、東京2020大会と異なります(黄色ハイライト箇所)。

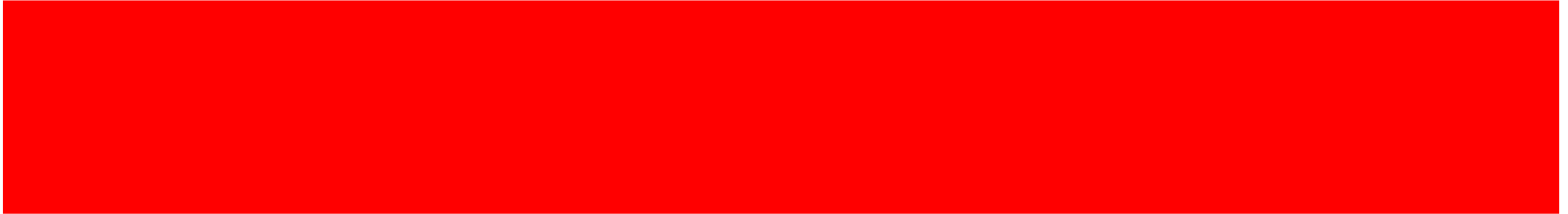
項目	大阪・関西万博(案)	東京2020大会	ドバイ(サプライヤー行動規範)	ミラノ万博
遵守状況の確認・モニタリング	- リスクの高さにより必要な場合、確認・モニタリングを実施する。 - 第三者監査の受け入れを求めることもある。 パビリオンのサプライヤーへの確認・モニタリングと第三者監査を可能にする条項を、パビリオン運営主体等が契約に挿入しなければならない。	- リスクの高さにより必要な場合、確認・モニタリングを実施する。 - 第三者監査の受け入れを求めることもある。	- 自社と下請業者の定期的な評価を実行する責任者を特定する。 - Expoによる評価のために、施設へのアクセスを許可する。 - 本規範に違反の場合、調査し、契約条件に沿って法的措置の可能性がある。	—
改善措置	- 不遵守の場合、改善計画とその結果を報告しなければならない。 - 重大な不遵守の改善に取り組まない場合、契約解除できる。 - サプライチェーンの不遵守は適切に働きかけていれば契約解除にならない。 パビリオンのサプライヤーが重大な不遵守を改善しない場合に契約解除を可能にする条項を、パビリオン運営主体等が契約に挿入しなければならない。	- 不遵守の場合、改善計画とその結果を報告しなければならない。 - 重大な不遵守の改善に取り組まない場合、契約解除できる。 - サプライチェーンの不遵守は適切な働きかけていれば契約解除にならない。	本規範に違反し、継続的かつ測定可能な改善がない場合、取引停止する可能性がある。	—

4. 共通基準(案)

共通基準(案)に関する検討項目

- 東京2020大会の調達コードを議論のベースとする場合の課題
- 東京2020大会と大阪・関西万博の相違点(5年経過したことで変化した点)
- 【適用範囲】博覧会協会の調達のみでなく、パビリオン運営主体等の調達も含めることの妥当性
- 【担保方法】サプライヤー・サプライチェーンのリスク管理・モニタリング

個別基準(案)



5. 個別基準(案) – 木材の規定内容 -

木材	大阪・関西万博(案)(一部要約) 赤字は主な変更点	東京2020大会(一部要約)
対象	- 建設材料(製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング) - 建設に用いられるコンクリート型枠合板 - 家具に使用する木材(製材端材や建設廃材等の再生利用除く)	- 建設材料(製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング) - 建設に用いられるコンクリート型枠合板 - 家具に使用する木材(製材端材や建設廃材等の再生利用除く)
木材伐採要件	- 伐採に当たって、原木の生産国・地域の森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること - 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営の森林に由来し、森林の農地等転換に由来するものでないこと - 伐採に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること 森林の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること - 伐採に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること	- 伐採に当たって、原木の生産国・地域の森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること - 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営の森林に由来し、森林の農地等への転換に由来するものでないこと - 伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること - 伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること - 伐採に従事する労働者の労働者の安全対策が適切に取られていること
認証	FSC、PEFC、SGECの認証材は上記の要件への適合度が高いものとして原則認める。認証材以外は別紙の方法により証明されなければならない。	FSC、PEFC、SGECの認証材は上記の要件への適合度が高いものとして原則認める。認証材以外は別紙の方法により証明されなければならない。
国産材*	—	国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択すべきである。
書類保管	5年	5年
トレーサビリティ	伐採地までのトレーサビリティ確保も含め、可能な範囲で原産地や製造事業者に関する指摘等情報収集し、信頼性・客観性等に十分留意し、上記の伐採要件を満たさない調達を行うリスクの低減に活用を推奨	伐採地までのトレーサビリティ確保も含め、可能な範囲で原産地や製造事業者に関する指摘等情報収集し、信頼性・客観性等に十分留意し、上記の伐採要件を満たさない調達を行うリスクの低減に活用を推奨
その他	サプライチェーンはクリーンウッド法登録木材関連事業者が推奨、サプライヤーは登録木材関連事業者の木材を優先選択	—

*東京2020大会の木材の個別基準にある「国産材を優先選択すべき」という記載は削除

5. 個別基準(案) – 木材に関する別紙の規定内容 -

木材	大阪・関西万博(案)(一部要約) 赤字は主な変更点	東京2020大会(一部要約)
①の確認	要件①の確認は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国のグリーン調達方針における「合板型枠」と同様の扱いとする。	要件①の確認は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した合法性の証明によって行う。なお、コンクリート型枠合板の合法性の証明については、国のグリーン調達方針における「合板型枠」と同様の扱いとする。
②～⑤の確認	- 要件②～⑤は、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。 ② 当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。 ③ 当該木材が生産される森林について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林がある地域はその保全のための措置が講じられていることを確認する。 ④ 当該木材が生産される森林について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。 ⑤ 当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。	- 要件②～⑤は、国産材の場合は森林所有者、森林組合又は素材生産事業者等が、輸入材の場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的な方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。 ② 当該木材が生産される森林について、森林経営計画等の認定を受けている、あるいは、森林所有者等による独自の計画等に基づき管理経営されていること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。 ③ 当該木材が生産される森林について、希少な動植物がいる場合にはその保全を考慮した伐採作業等を行っていることを確認する。 ④ 当該木材が生産される森林について、先住民族や地域住民からの苦情・要請等がある場合には、これを受け付け、誠実に対応していることを確認する。 ⑤ 当該木材の伐採に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させていることを確認する。
証明書	森林の伐採段階から木材の納入段階に至るまでの流通経路の各事業者は、直近の納入先の事業者に対して、その納入する木材が、上記(2)の確認が実施された木材であることを証明する書類(証明書)を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。	各事業者は、直近の納入先に対して、上記(2)の確認が実施された木材であることを証明する書類(証明書)を交付し、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返すことにより証明を行う。
型枠合板	型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合は、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。	型枠工事事業者は、コンクリート型枠合板を再使用する場合は、すでに使用されたものである旨を書面により証明しなければならない。
書類保管	5年	5年

5. 個別基準(案) – 紙の規定内容 -

紙	大阪・関西万博(案)(一部要約) 赤字は主な変更点	東京2020大会(一部要約)
対象	ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱	ポスター、チラシ、パンフレット類、書籍・報告書等、チケット、賞状、コピー用紙、事務用ノート、封筒、名刺、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ペーパーナプキン、紙袋、紙皿、紙コップ、ライセンス商品の外箱
古紙利用	古紙パルプを最大限使用(大阪府グリーン調達方針の対象の紙は、古紙配合率はガイドの規定が基本)	古紙パルプを最大限使用(東京都グリーン購入ガイドの対象の紙は、古紙配合率はガイドの規定が基本)
木材伐採・採取要件(バージンパルプ)	- 伐採・採取に当たって、原木等の生産国・地域の森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること - 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営の森林その他の採取地に由来し、森林の農地等転換には由来するものでないこと - 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること - 森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること - 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること	- 伐採・採取に当たって、原木等の生産国・地域の森林その他の採取地に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること - 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営の森林その他の採取地に由来すること - 伐採・採取に当たって、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること - 森林等の利用に当たって、先住民族や地域住民の権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること - 伐採・採取に従事する労働者の労働安全・衛生対策が適切に取られていること
白色度	白色度と塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと	白色度と塗工量が過度に多くないこと、紙への再生利用を困難にする加工がなされていないこと
認証	FSC、PEFC、SGECの認証紙が認められる。認証紙以外は別紙に従って確認されなければならない。	FSC、PEFC、SGECの認証紙が認められる。認証紙以外は別紙に従って確認されなければならない。
書類保管	大会終了後1年	大会終了後1年
トレーサビリティ	伐採地までのトレーサビリティ確保も含め、可能な範囲で原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等情報収集し、信頼性・客観性等に十分留意し、上記の伐採要件を満たさない調達を行うリスクの低減に活用を推奨	伐採地までのトレーサビリティ確保も含め、可能な範囲で原材料の原産地や製造事業者に関する指摘等情報収集し、信頼性・客観性等に十分留意し、上記の伐採要件を満たさない調達を行うリスクの低減に活用を推奨
その他	サプライチェーンはクリーンウッド法登録木材関連事業者が推奨、サプライヤーは登録木材関連事業者の紙を優先選択	サプライチェーンはクリーンウッド法登録木材関連事業者が推奨、サプライヤーは登録木材関連事業者の紙を優先選択

5. 個別基準(案) – 紙に関する別紙の規定内容 -

紙	大阪・関西万博(案)(一部要約) 赤字は主な変更点	東京2020大会(一部要約)
①～⑤の 確認	要件①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。	要件①～⑤について、国内で製紙する場合は製紙事業者、海外で製紙したものを輸入する場合は輸入事業者が、説明責任の観点から合理的方法に基づいて以下の確認を実施し、その結果について書面に記録する。
	① 当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。	① 当該木材等について、生産国・地域の法令上必要な手続きが実施されて伐採・採取されたものであることを確認する。
	② 当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有すること、および農地等に転換されるものでないことを確認する。	② 当該木材等が生産・採取される森林等について、森林経営計画等の認定を受けている、または、土地所有者等が管理や整備に関する計画または方針を有することを確認する。
	③ 当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。	③ 当該木材等が生産・採取される森林等について、希少な動植物が存在する場合は、伐採作業等を含め、その保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な重要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
	④ 当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。	④ 当該木材等が生産・採取される森林等について、先住民族等の権利に関わる場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
	⑤ 当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。	⑤ 当該木材等の伐採・採取に従事する労働者に対して、安全衛生に関する教育を行い、適切な安全装備を着用させているなど、安全で衛生的な労働環境が確保されていることを確認する。

5. 個別基準(案) – 過去の万博の規定(木材) -

ドバイとミラノの万博では、FSC、PEFC、その他の認証が認められていたほか、代替的な手段に関する記載もありました。

木材	大区分	中区分	要求事項	該当イベント		対象
認証または代替的手段	持続可能な森林認証	FSC		ミラノ	ドバイ	- 木材、木質系材料 - 型枠(ドバイ) - 家具 - その他の小売製品
		PEFC				
		国・地域レベルのその他の認証(EU FLEGTなど)				
	代替的な手段	第三者認証を受けている自主的なトレーサビリティシステム(ISO9000やISO14000などの一部)の実施		ミラノ		木材、木質系材料
		業者は生産に使用する木材の種類(種)、数量、原産地を合法性の申告書とともに示す				
		家具に使用される木材または木材ベースの製品の含有量が最終製品重量の5%以下の場合には認証不要		ドバイ		家具
		家具に使用される木材または木材ベースの製品の含有量が最終製品重量の5%以上で、認証取得していない場合、リサイクル材料から製造されていることを証明				
		メーカーの技術文書や独立機関の試験報告書など、その他の適切な証明手段		ミラノ		家具

* なお、国産材に特化した規定はないが、ドバイでは、「地域調達」という項目で、木材に限らず全般的に、環境負荷の観点で地域内での調達を推奨する記載あり。 30

5. 個別基準(案) – 過去の万博の規定(紙) -

ドバイとミラノの万博では、FSC、PEFC、その他の認証が認められていたほか、代替的な手段に関する記載もありました。

紙	大区分	中区分	要求事項	該当イベント		対象
				ドバイ	ミラノ	
認証または代替的手段		持続可能な森林認証	FSC、PEFCまたは同等の認証を受けた紙素材の利用	○	○	・ ナプキン、パンフレット、チケットなどの包装以外の紙ベース製品(ドバイ)
		代替的な手段	第三者認証を受けている自主的なトレーサビリティシステム(ISO9001やISO14001などの一部)の実施	○	○	・ ナプキンやバッグなどの紙ベースの素材を含む梱包材(ドバイ)
			メーカーの技術文書や独立機関の試験報告書など、その他の適切な証明手段	○	○	・ 紙素材を使用したすべての小売製品(ドバイ) ・ 紙ベースのイベント販促物(ミラノ)
紙の使用量最小化			紙の使用量を最小化する	○	○	・ ナプキン、パンフレット、チケットなどの包装以外の紙ベースの製品
			リサイクルが困難なプラスチックのコーティングやラミネートを避ける	○	○	
リサイクル	リサイクル性向上		過剰な付加物やコーティング、紙以外のラベル使用を避け、粘着テープや非水性接着剤の使用を最小にする	○	○	・ ナプキンやバッグなどの紙ベースの素材を含む梱包材
			製品は、手で簡単に単一素材のパーツに分離できること(例:ダンボール、紙、プラスチック)	○	○	・ すべての梱包材
			70%(ドバイ)または75%(ミラノ)以上の再生素材を使用する	○	○	・ すべての紙(ミラノ) ・ トイレtpーパーなどの清掃関連製品(ドバイ)
	再生素材の使用		EUのエコラベルまたはその他の国のラベルの要件を満たすこと*	○	○	・ ケータリングサービスで使用される紙ナプキンなどの紙製品
			リサイクル可能な紙の使用(ドバイの場合は90%以上)	○	○	・ 紙を利用した包装材(ドバイ)
	リサイクル可能、生分解性の紙使用		使用する紙は、UNI EN 13432:2002規準に基づき、生分解性・堆肥化可能なものであること ⁽¹⁾	○	○	・ テーブルクロス、ペーパーナプキンなどの卓上製品(ミラノ)
有害化学物質を含まない紙			塩素などの有害な化学物質や素材を使用していない紙の使用	○	○	・ トイレtpーパーなどの清掃関連製品(ドバイ) ・ すべての紙(ミラノ)

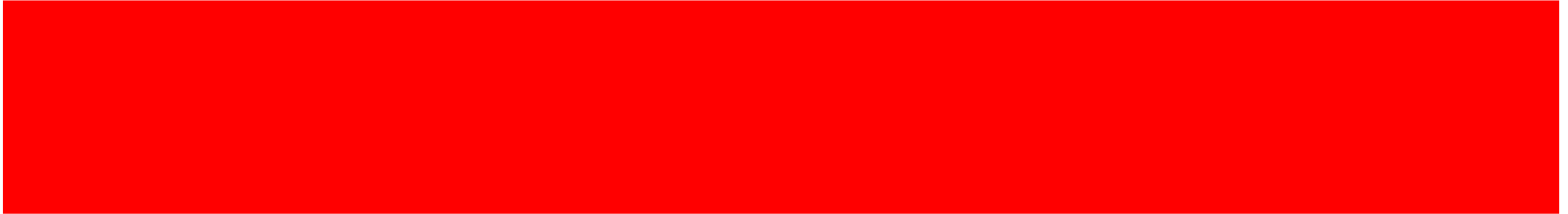
*非EU諸国の場合、製造者の技術資料や独立機関の試験報告書など、その他の適切な証明手段

5. 個別基準(案)

個別基準(案)に関する検討項目

- 対象となる製品、資材
- それぞれの認証制度を担保とすることの妥当性
- 他の措置で担保することの妥当性とその仕組みの在り方
- 国産材に対する考え方

参考資料



(参考資料) 有識者委員会から調達WGへの検討要望事項(1/2)

有識者委員会会議で委員の方々からいただいたご意見の詳細は、以下のとおりです。

■調達コード全般

- 過去のイベントにおける課題やレガシーとして乗り越えるべき課題を整理すべきではないか。
- 東京オリパラの調達コードはベストプラクティスとして位置づける必要があると考えるが、その上で、当該認証コードの十分性、実効性などについて議論しておく必要があるのではないか。
- 設定された調達基準をどこまで具体的に求めるのか、水準の設定と評価方法についても考える必要がある。
- 後世の評価にも耐えうように調達の基準を定めることが重要。
- 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンなど、日本でもプラスチックの野心的なプランがある。これらの達成貢献に向けて、博覧会協会でも取り組むべきである。プラスチックを特出ししていく価値はあるのではないか。
- カーボンフットプリントの取り組みと調達基準は密接に関わっており、一体化させて考えていくことが重要と考える。
- 参加者の行動変容に繋げるというのが万博の意義だとすると、「食」という機会もあるので、この点を入れ込むことを検討してほしい。
- 絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用しないことに加え、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等まで含めて、生物多様性を考慮することが重要である。
- 万博会場が半年でなくなってしまうという特殊性があるので、会期終了後の調達物品等の行先についても配慮があると良い。
- 海外から見れば放射能の問題もある。万博に向けて食品や建材の特別な検査が必要であるとすれば、そのための施設や設備が必要となる。

(参考資料) 有識者委員会から調達WGへの検討要望事項(2/2)

有識者委員会会議で委員の方々よりいただいたご意見の詳細は、以下のとおりです。

■適用範囲について

- ・適用範囲にパビリオンの運営体等を含めたことは、大阪・関西万博らしく、非常に野心的である。
- ・適用範囲については、農産物、畜産物、水産物、パーム油、その他のソフトコモディティについても広げていくべきである。
- ・責任範囲について、本質的な部分はTier2以降のリスク管理となる。Tier2以降に対して、どの様に人権デューデリジェンスを実施しているのか、モニタリングする必要がある。ビジネス領域においても、人権は気候変動と並んで大きなテーマ。

■個別基準について

- ・木材の活用については、技術的な進歩もあって日本が励行しているところであり、カーボンフットプリントもあるので、引き続き検討してほしい。
- ・国産材・地域産材を一定利用する姿勢を見せることも重要ではないか。どのように表現するかはとにかく真剣にトライする道もあるのではないか。木材については、適材適所で使うことが相応しいと思うが、象徴的なものについては、その使用比率を開示することをお願いしたい。
- ・東京2020大会では、持続可能性における水産物調達の部分が不十分であり、問題点が指摘されていた。

■苦情処理メカニズムについて

- ・尊重・保護・救済という人権の枠組みのうち、グローバルのビジネスでは救済に軸足が置かれている中で、苦情処理メカニズムの構築は重要である。
- ・苦情処理メカニズムにおいて、透明性を上げることが重要である。東京オリンピック・パラリンピックでは受け付けたクレームの件数も少なく、実際どれだけワークしたのか心もとない部分もある。そうしたことも検証した上で、どの様なことが関心事として集まっているのか、事務局でオープンにしながら調達コードを育てる仕組みとなれば良い。